

<適用時期>

・令和元年9月30日以前から継続してご利用されているお客様

消費税率改定日

偶数月検針地区

検針月	税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
10月検針分	8%	◆←	→◆				
12月検針分	10%			◆←	→◆		

◆は検針日

奇数月検針地区

検針月	税率	8月	9月	10月	11月	12月	1月
11月検針分	8%		◆←	→◆			
1月検針分	10%				◆←	→◆	

◆は検針日

・令和元年10月1日以降にご利用を開始されるお客様

使用開始後、最初の検針から消費税率10%が適用となります。